

監査公表第16号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和元年9月6日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 滝川 健司

監査結果の措置対象

議会事務局
議事調査課

監査結果報告年月日

令和元年6月27日

監査結果に対する措置通知年月日

令和元年8月23日

講じた措置等の内容

【議事調査課】

《指摘事項》

支出負担行為書に添付されている見積書に見積日の記載のないもの、受付印の押印漏れが散見された。適正な会計事務をされたい。

《是正措置内容》

今後、業者からの見積書提出の際には記載漏れ等の無いように確認します。また、受付印の押印含め、必要事項の欠けることの無いよう適正な会計事務に努めてまいります。

《意見1》

令和2年度の議会図書室の整備において、検索、分類方法や閲覧記録等の制度設計において、議員の調査研究のためだけでなく、市民にも利用できるような施設となるよう検討されたい。

《検討状況》

議会図書室の整備につきましては、ご意見のような利用含め今後議会と調整してまいります。

《意見2》

政務活動費にあつては、平成30年度からの「政務活動費の運用指針」に沿った適正な処理をされたい。

《検討状況》

政務活動費については、議会が定めた「政務活動費の運用指針」に基づき提出された書類を議会事務局において確認し、適正な事務処理に努めます。